

船橋市社会教育委員の会議運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例（昭和35年船橋市条例第12号）第4条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議その他運営に関し、必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議の日時及び場所並びに付議する事項をあらかじめ委員に通知して会議を行う。

2 委員は、会議において必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(会議の定足数等)

第6条 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(オンライン出席)

第6条の2 委員長が必要があると認めるときは、委員長、副委員長、委員及び関係者は、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって会議に出席（以下「オンライン出席」という。）することができる。この場合において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長、副委員長、委員及び関係者が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めたときは、オンライン出席しているものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、オンライン出席に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が、会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。